

中国向けに日本産精米を輸出できる精米工場及びくん蒸倉庫の追加について

- 中国向けの日本産精米の輸出については、これまで、精米工場1施設及びくん蒸倉庫2施設のみが認められていた。
- 平成30年5月に、中国側と、精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設の追加に合意した結果、精米工場3施設及びくん蒸倉庫7施設からの輸出が可能となった。

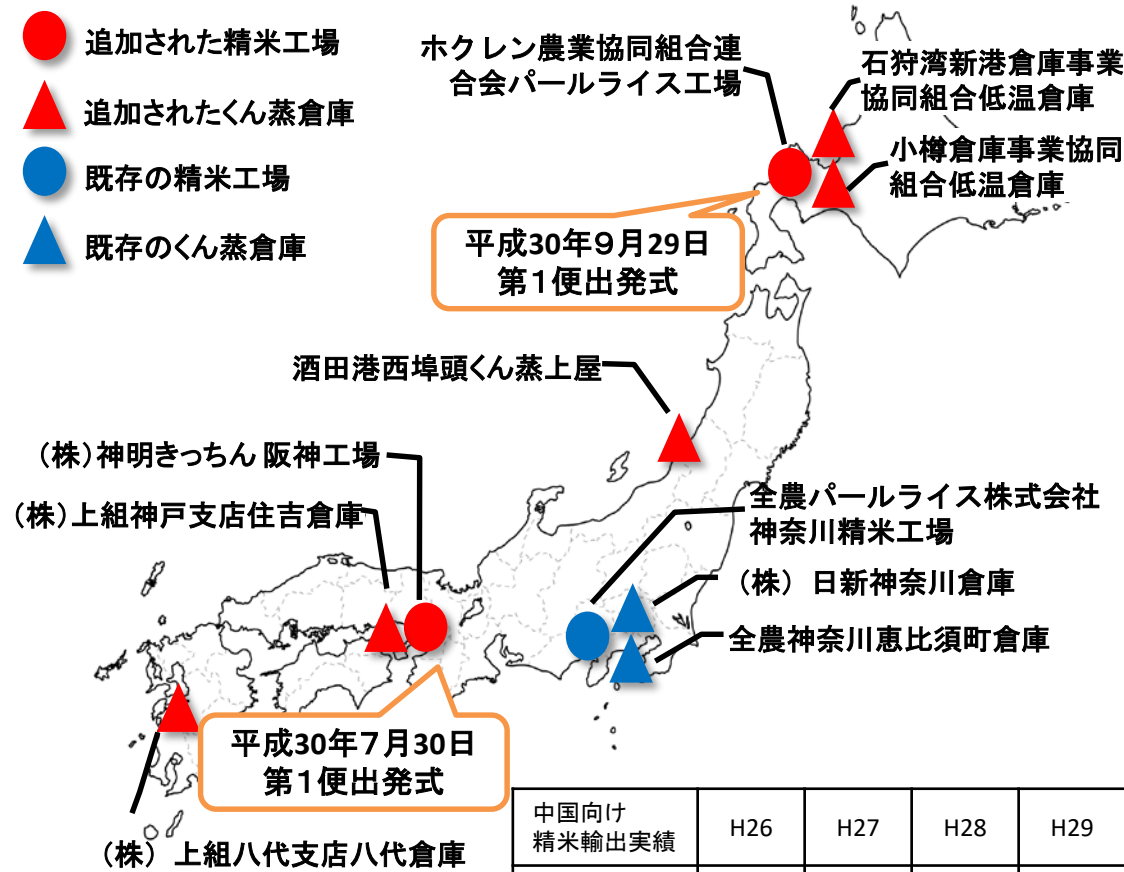
中国向けに輸出可能な精米工場及び関連くん蒸倉庫

○ 精米工場(3施設)

- ・ ホクレン農業協同組合連合会 パールライス工場
- ・ 全農パールライス株式会社 神奈川精米工場(輸出停止中)
- ・ 株式会社 神明きっちん 阪神工場

○ くん蒸倉庫(7施設)

- ・ 小樽倉庫事業協同組合 低温倉庫
- ・ 石狩湾新港倉庫事業協同組合 低温倉庫
- ・ 酒田港西埠頭 くん蒸上屋
- ・ 株式会社 日新 神奈川倉庫
- ・ 全農神奈川恵比須町倉庫
- ・ 株式会社 上組 神戸支店 住吉倉庫
- ・ 株式会社 上組 八代支店 八代倉庫



中国向け 精米輸出実績	H26	H27	H28	H29	H30
数量(トン)	157	568	375	298	524
金額(百万円)	76	291	163	97	211

経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して7倍の差(2017年)。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家(農業経営体)の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本	米国	EU			豪州	
	(2018年)	(2018年)	(2013年)	ドイツ	フランス	イギリス	(2016年)
平均経営面積 (ha)	2.98	179.3	16.1	58.6	58.7	92.3	4330.0

出典: 日本は、「平成30年農業構造動態調査」
日本以外の国・地域は、
米国は、「Farms and land in Farms 2018 Summary」(米国農務省)
EUは、「Farm structure survey 2013」(欧州委員会農業・農村開発局)
豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2017」(豪州農漁業省)
注: 日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。
豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

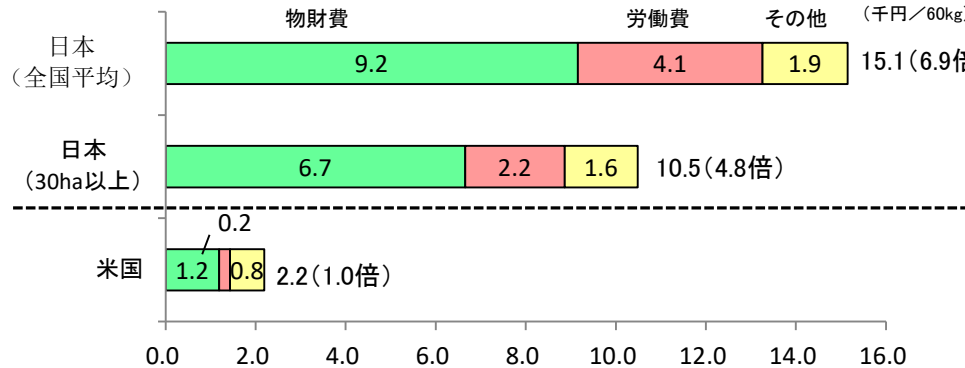
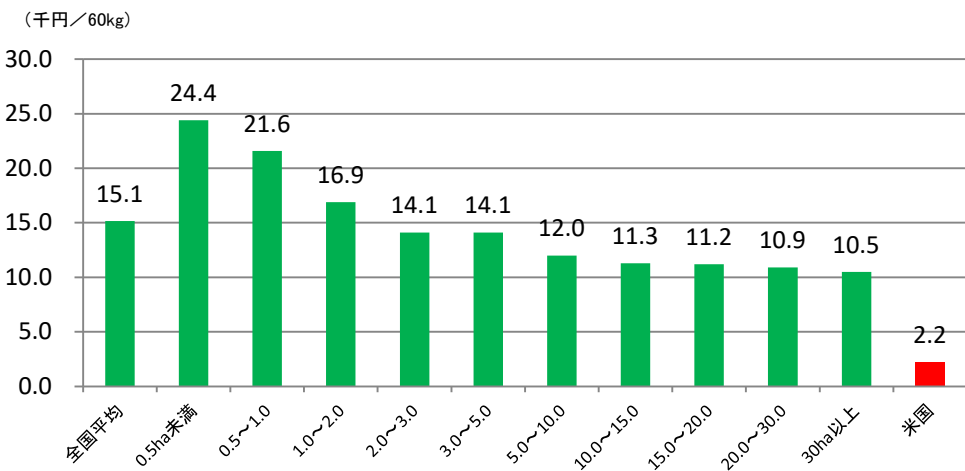
[コメ農家の経営規模]

- ・ 日本(コメ農家(販売農家)の平均): 約1ha
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均): 約161ha
- ・ 豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州の平均): 約68ha
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均): 10ha程度
(※300haを超える農家もある)

出典: 日本は、「2015 年 世界農林業センサス」(農林水産省)
米国は、「2017 CENSUS OF AGRICULTURE」(米国農務省)
豪州は、「Statistical Summary (2017 Crop)」(ニュー・サウス・ウェールズ州政府)
中国は、民間研究報告より

日本の農業経営規模に比べ、EUは約6倍、米国は約70倍、豪州は約1,260倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約160倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較(2017年)



資料: USDA「Commodity Costs and Returns」(2017)、1US\$=108.79円(国際通貨基金)
農林水産省「平成29年産米生産費」
注1: 生産コストは資本利子・地代全額算入生産費
注2: 農林水産省「平成29年産米生産費」における調査対象のコメ農家の平均作付面積は1.7ha。

日米の水稻栽培法の主な違い

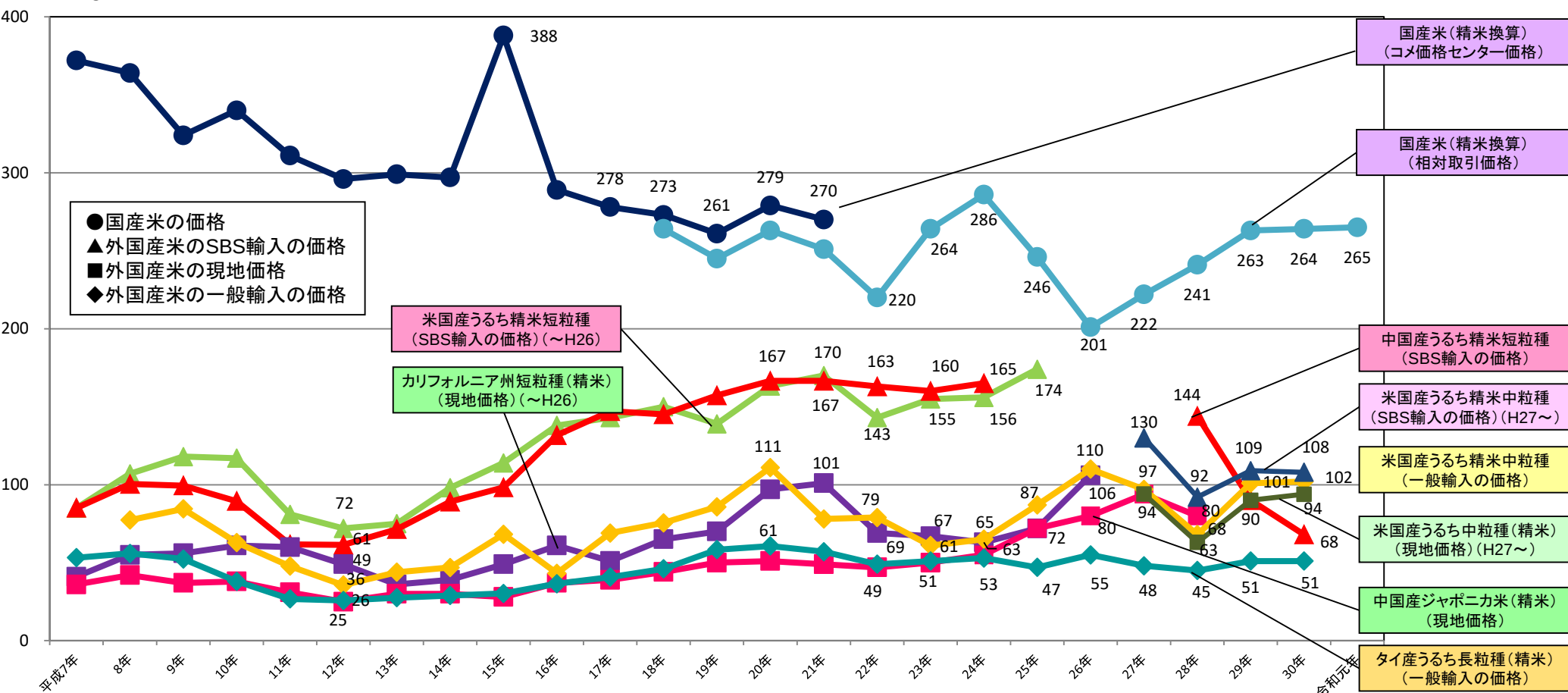
- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稻作付面積 全国平均 1.4ha  北海道 8.2ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

コメの内外価格差

○ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(30年産は出回りから8月、令和元年産は出回りから10月まで))を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度～27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1～10月のデータはなし。

注6: 米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格)。

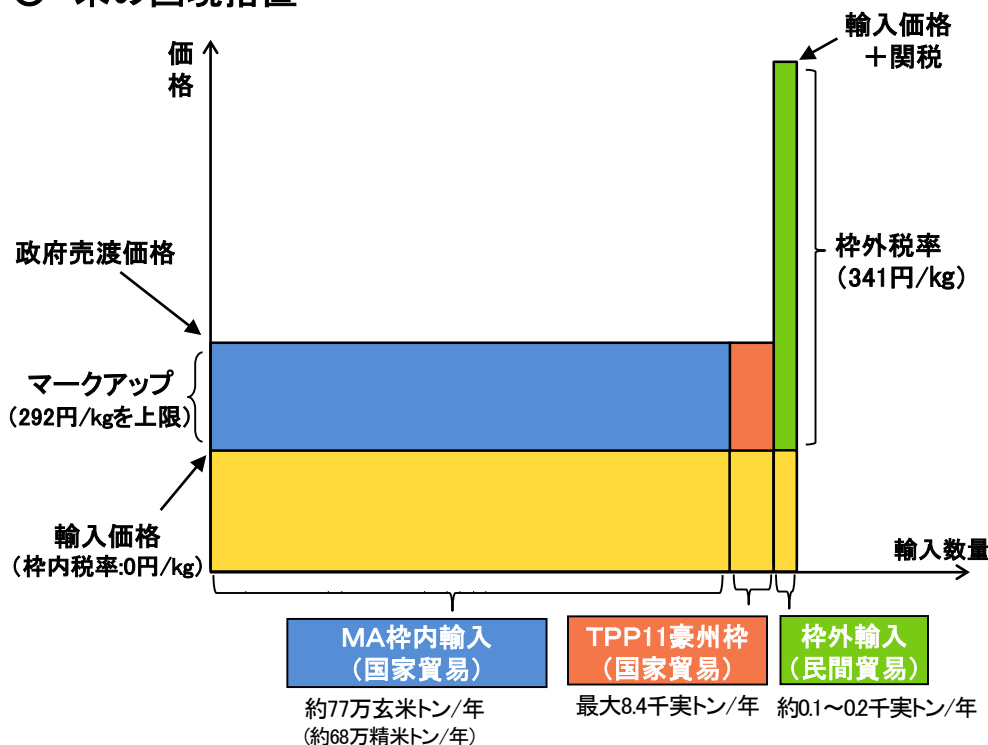
注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの、平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8: 為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

コメの輸入制度

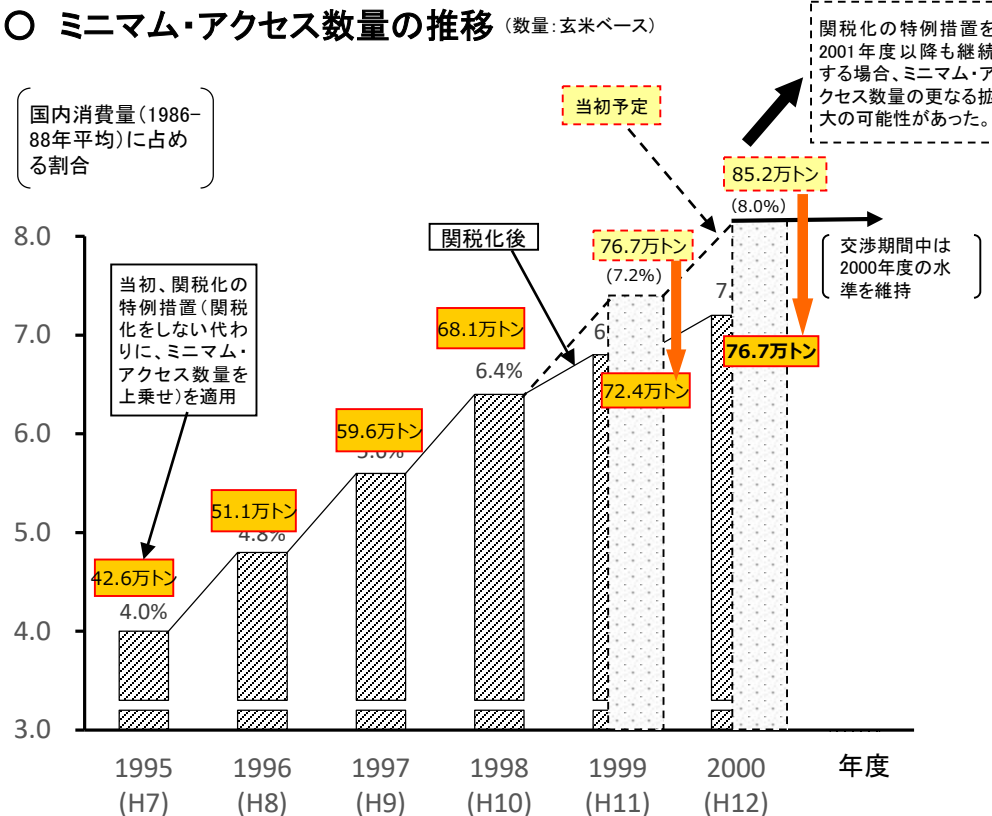
- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし(ミニマム・アクセス米(MA米))、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量(現在は77万玄米トン)について、無税の輸入枠(関税割当)を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売(国家貿易)。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠(関税割当)を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

○ 米の国境措置



- (注)
- 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
 - ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)
 - TPP11協定を除く経済連携協定においては、米について、関税削減・撤廃から除外されている。
 - TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12~3月分のみ)、2019~2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

○ ミニマム・アクセス数量の推移 (数量:玄米ベース)



- 当初、関税化を行わない代わりに「4%→8%(5年)[毎年0.8%増加]」という上乗せされたMA数量を設定。
- 1999年に関税化したことに伴い、毎年の増加率は0.4%に半減し、MA米の数量(2000年度時点)は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。
- MA米以外の輸入には、高水準(341円/kg)の枠外税率を設定。

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

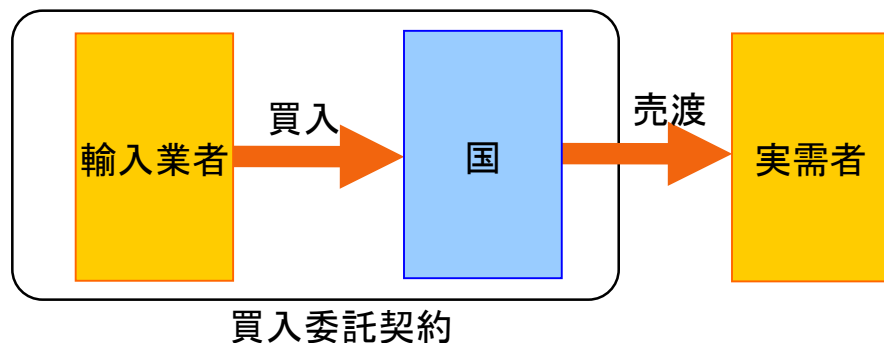
- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部(77万玄米トンのうち最大10万実トン)及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。

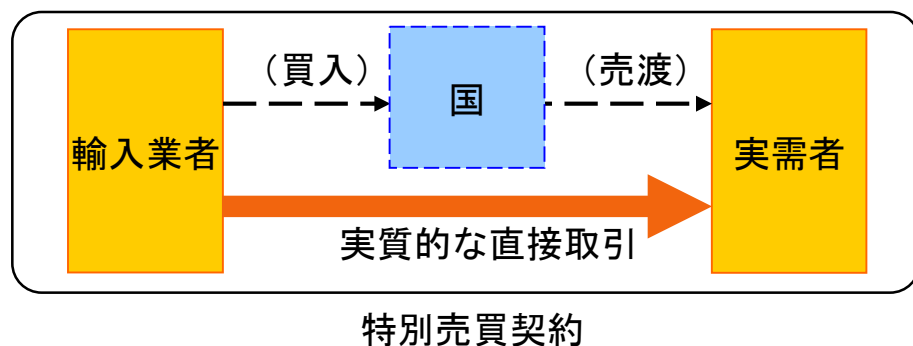
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トン－SBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買い入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

※: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。
- 国別の輸入数量は、国内における加工用の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位:千玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362	358
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186	179
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84	76
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19	52
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116	102
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767	767
(うち一般輸入)	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655	654
(うちSBS輸入)※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100	100

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
米国	358	430	358	356	358	362	359	359	359	376	365	359
タイ	243	261	332	345	241	281	351	332	344	375	264	316
中国	82	72	71	19	56	46	1	55	56	3	56	69
オーストラリア	-	-	-	40	71	64	41	14	1	7	74	14
その他	13	6	5	6	40	13	15	6	6	7	8	8
合計	696	769	767	767	767	767	767	767	767	767	767	767
(うち一般輸入)	585	658	655	725	658	656	700	754	734	685	655	701
(うちSBS輸入)※	100	100	100	37	100	100	61	12	29	73	100	59

※SBS輸入数量の単位は千実トン。
注1:各年度の輸入契約数量の推移。
注2:千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。
注3:ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
(参考) 枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1～0.2千トン程度

平成30年度のSBS米の輸入入札状況(ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分(10万トン))

(単位:実トン)

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (30年9月26日)	25,000	12,008	3,100	22,500	10,112	1,944	2,500	1,896	1,156
第2回 (30年10月26日)	25,000	13,044	4,373	22,500	11,136	3,273	2,500	1,908	1,100
第3回 (30年11月30日)	25,000	16,703	10,963	22,500	12,495	8,463	2,500	4,208	2,500
第4回 (30年12月19日)	25,000	11,336	7,004	22,500	8,036	4,504	2,500	3,300	2,500
第5回 (31年1月16日)	30,000	10,761	8,129	27,000	7,433	5,129	3,000	3,328	3,000
第6回 (31年2月1日)	30,000	10,253	8,505	27,000	6,985	5,505	3,000	3,268	3,000
第7回 (31年2月20日)	30,000	9,148	7,160	27,000	6,940	5,060	3,000	2,208	2,100
第8回 (31年3月6日)	50,766	10,394	9,310	47,766	6,642	5,866	3,000	3,752	3,444
合計			58,544			39,744			18,800

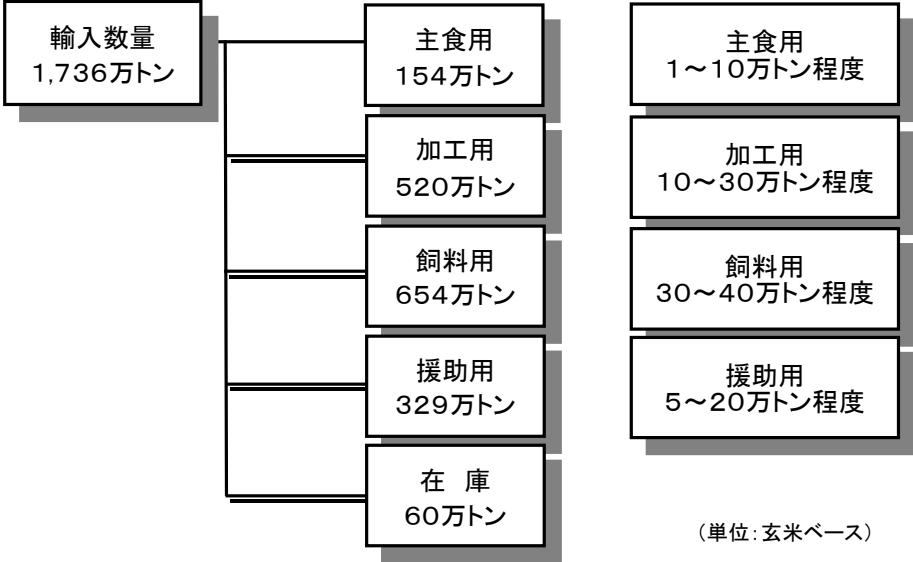
MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和元年10月末現在)【速報値】

平成7年4月～令和元年10月末の合計

単年度の平均的販売数量



注1:「輸入数量」は、令和元年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(151万トン)、飼料用等(214万トン)に活用。)
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和元年10月末時点の数量。
注5:在庫60万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンが含まれる。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)【速報値】

(単位: 万石)

販売先	平成8R	平成9R	平成10R	平成11R	平成12R	平成13R	平成14R	平成15R	平成16R	平成17R	平成18R	平成19R	平成20R	平成21R	平成22R	平成23R	平成24R	平成25R	平成26R	平成27R	平成28R	平成29R	平成30R	令和元R	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	154
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	520
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	51	654
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	329
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	—

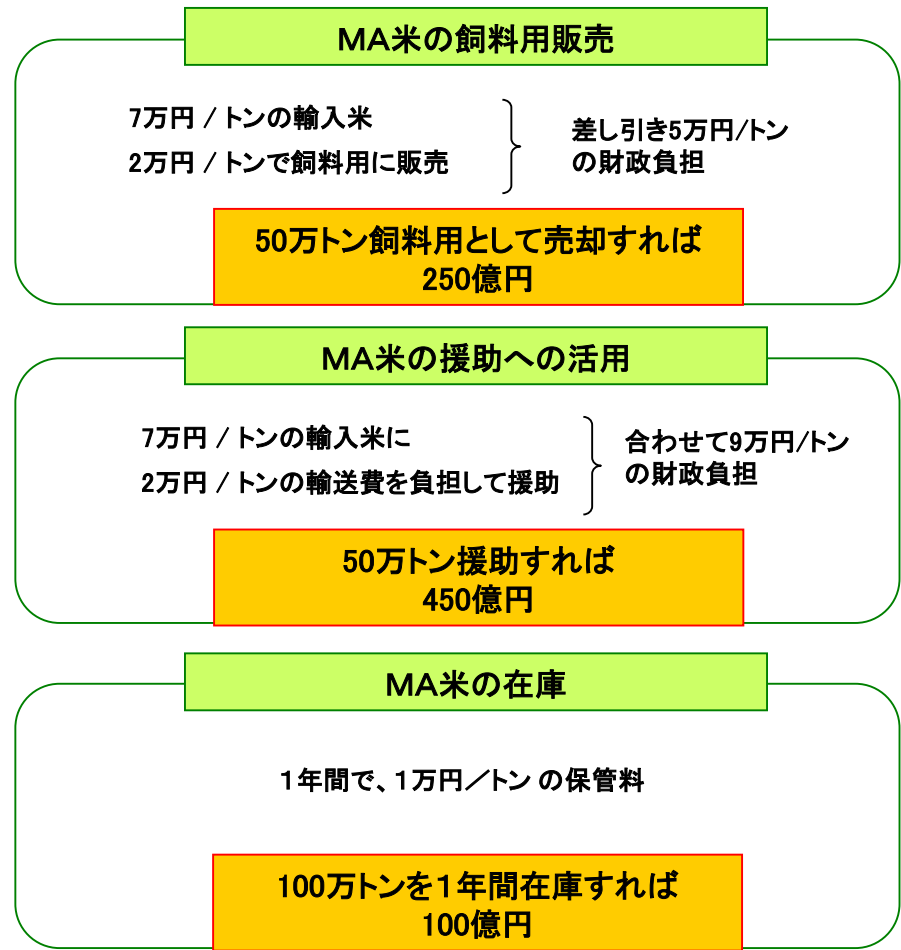
注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和元RYであれば、平成30年11月から令和元年10月まで)。
注2:この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。
注3:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用に応じた留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等



注：平成25～29年度のデータ等を基に試算。

○ MA米の損益全体

(単位：億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224

注4

	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
売買損益①	49	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67
売上原価	▲597	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554
買入額	▲577	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605
売却額	646	570	644	383	425	537	457	334	322	358	487
管理経費②	▲265	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95
保管料	▲133	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61
損益合計 (①+②)	▲216	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163

注1：数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
注2：「売上原価」は、「期首在庫棚卸高＋買入額－期末在庫棚卸高」により算出。
注3：「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。
注4：「管理経費」は、保管料、運搬費等。
注5：平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。
注6：MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

- ・ **ガット第2条(譲許表)**
加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- ・ **ガット第3条(内国民待遇)**
輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。
- ・ **ガット第17条(国家貿易企業)**
国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。
- ・ **農業協定第4条(市場アクセス)**
原則として通常関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2019年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1)農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善及び国内の環境整備を通じた輸出環境の整備、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

○米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1)農林水産業

①強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

(産地パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備)

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

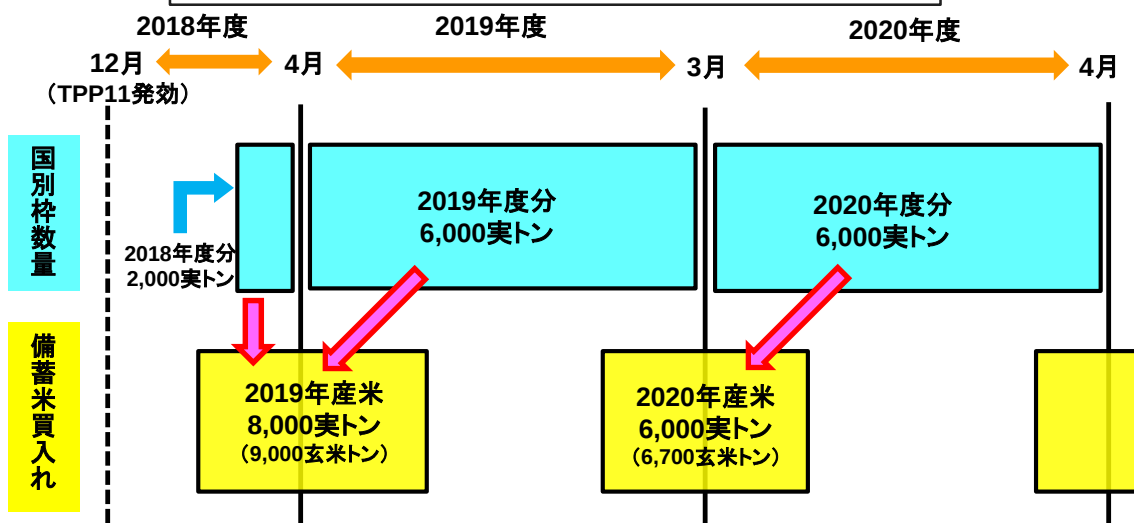
(米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等による輸出環境の整備、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

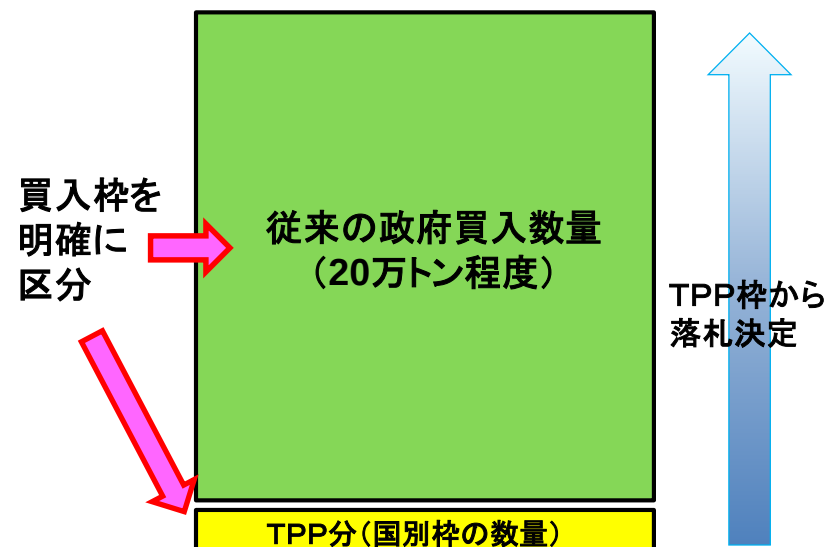
- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定する
ことにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。

備蓄米買入入札の時期と数量



(注) TPP協定発効初年度(2018年度)の国別枠輸入予定数量は、6,000実トンを当該年度の残余の月数で按分した数量。初年度(2018年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(2019年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

備蓄米の落札決定イメージ

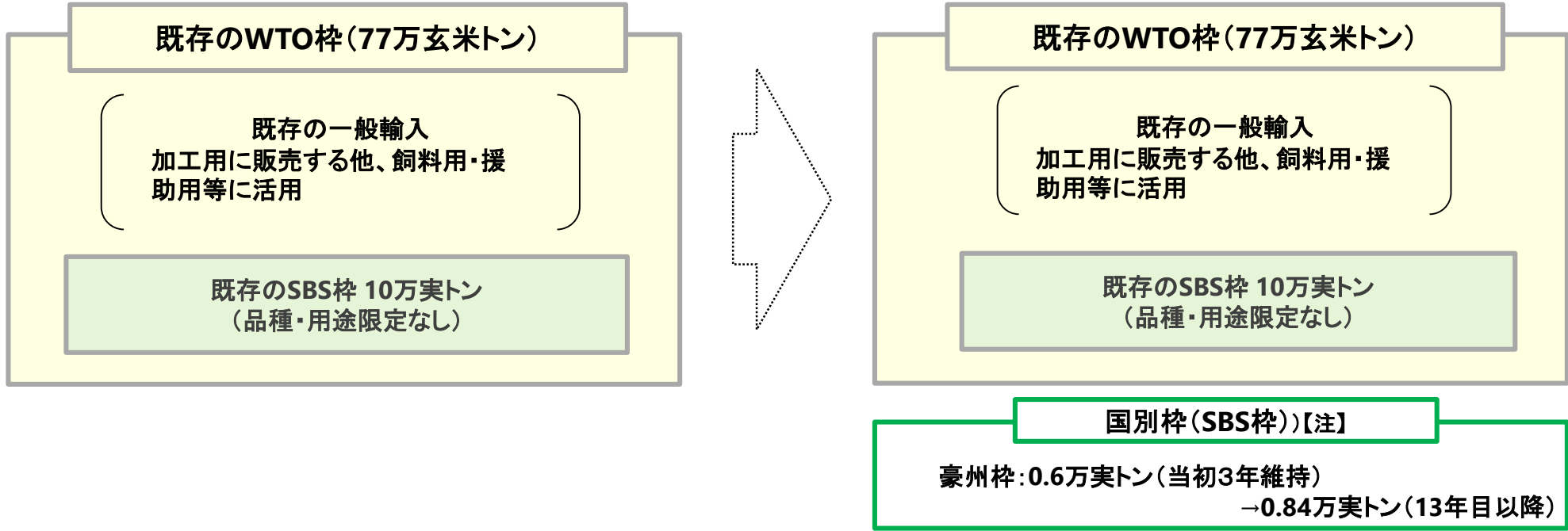


○ 総合的なTPP等関連政策大綱(2017年11月24日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(米と米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注: 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位: 実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	2,559 (2019.10 時点)											

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量
注: 輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

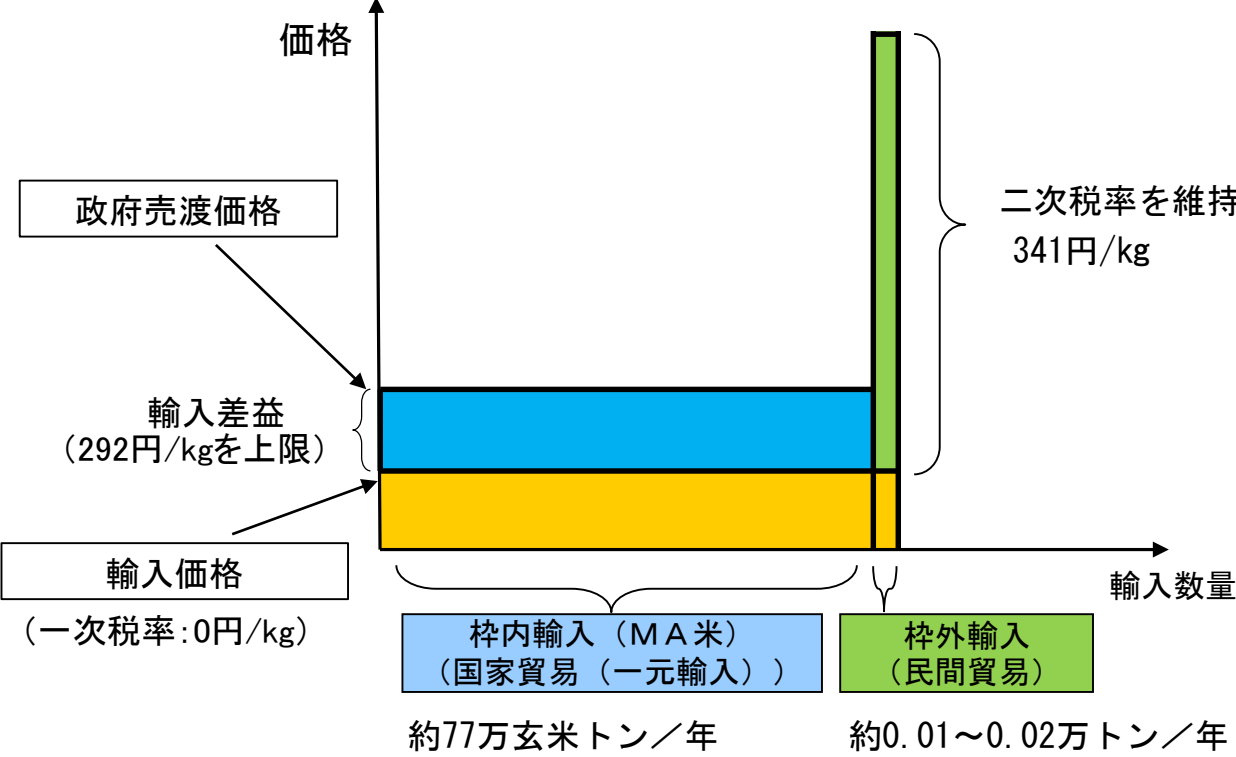
○ 米・米粉等の国家貿易品目や、原料に米を多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【米の輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注) 平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【米の国境措置】



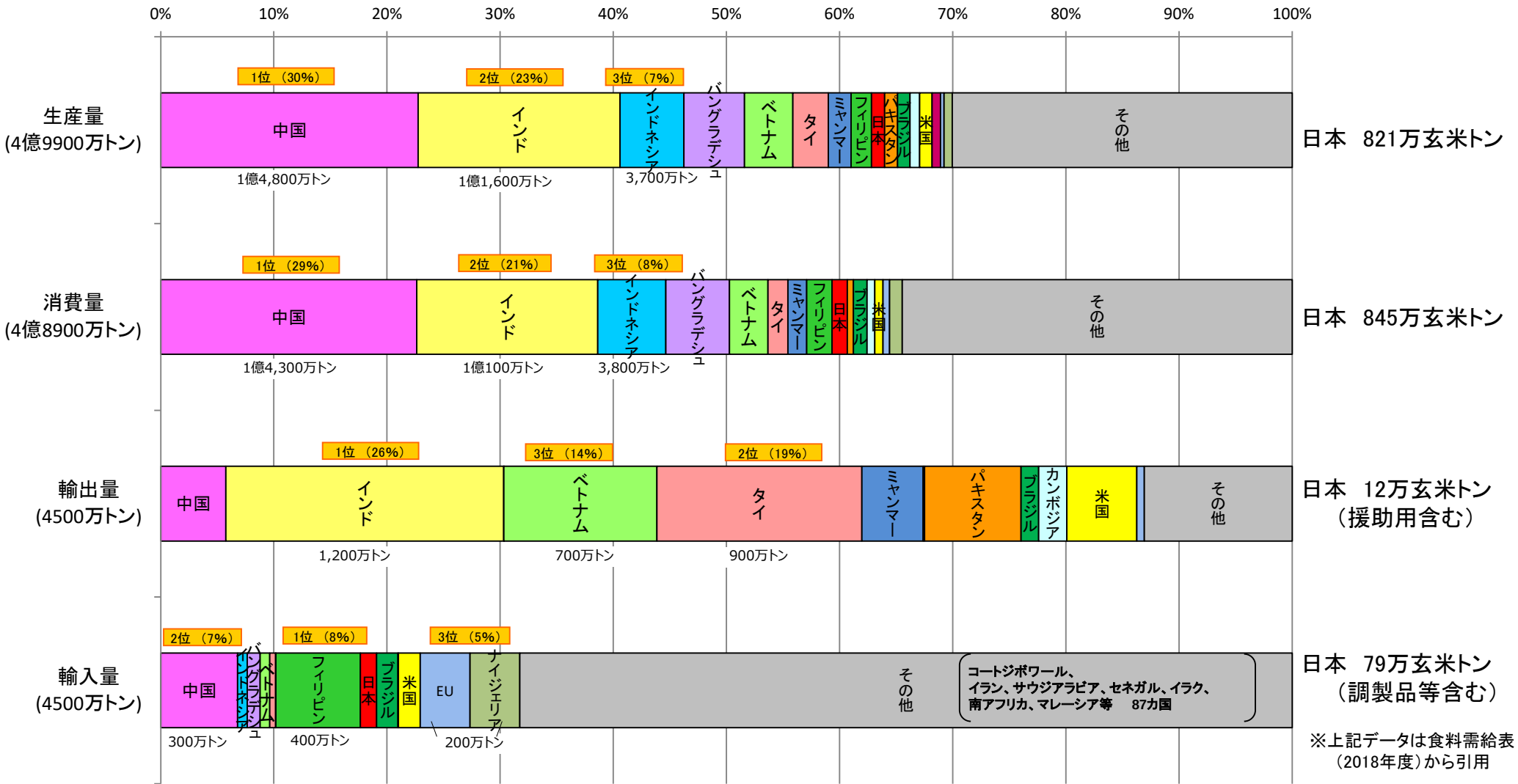
(注) 交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

○ それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

- (例) ・ 育児用穀物調製品 : 24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
- ・ 飼料用調製品 2 品目 : 12.8%、36円/kg → 段階的に 6 年目に撤廃又は即時撤廃
- ・ 朝食用シリアル 2 品目 : 11.5% → 段階的に 8 年目に撤廃

世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界の米生産量は約5億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界の米の輸出量は、4.5千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の26%を占める。



出典: 「PS&D」(米国農務省)(2018/19年、精米ベース) (2019年10月時点)

※上記データは食料需給表(2018年度)から引用

米輸出国の動向

- 米の生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、輸入量も増加しており、2012/13年より世界第一位のコメ輸入国となった。
- ・ 日本向けには、主にSBS方式で輸出していたが、安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降、SBSによる日本向け輸出は大幅に減少。

タイ

- ・ 長年、世界第1位のコメ輸出国。近年は年によってインドに抜かれている。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

ベトナム

- ・ 世界第3位のコメ輸出国。価格はタイより安い。
- ・ 日本向けの輸出実績あり。

米国

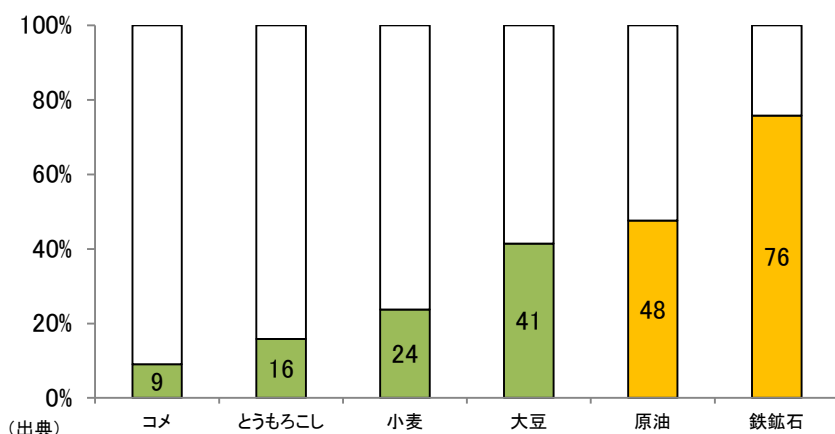
- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、2013年の冬より続く干ばつにより生産量が減少していたが、近年回復。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつによる大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率

(参考)



(出典)

コメ、とうもろこし、小麦、大豆：PSD(米国農務省)(2019年10月時点)(2018/19年の数値)

原油：「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2019(IEA)」(2017年の数値)

鉄鉱石：「Steel Statistical Yearbook 2018(World Steel Association)」(2017年の数値)

(注) 貿易率=世界の輸出品/世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



ベトナムやインドの輸出規制等により需給が逼迫し、価格が急騰

出典：タイ国貿易取引委員会

注：うるち精米長粒種2等相当の月初価格